九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援(3)

加来, 祥男
九州大学名誉教授 | 福岡工業大学社会環境学部 : 教授 : ドイツ経済・経営史

https://doi.org/10.15017/15765

出版情報：經濟學研究. 74 (5/6), pp.1-24, 2008-04-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

第１次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援（３）

加　来　祥　男

はじめに
Ⅰ　応召兵士家族支援の制度的枠組み
(1) 1888/1914年〈兵士家族支援法〉
(2) 1916年１月21日〈連邦参議院布告〉
（以上，第73巻第２・３号）
Ⅱ　応召兵士家族支援の実施体制
(1) 給付組合設置の単位
(2) 応召兵士家族支援制度の形成－諸事例
(3) 応召兵士家族支援制度の特徴
（以上，第74巻第２号）
Ⅲ　応召兵士家族支援の実績と問題
(1) 応召兵士家族支援の実績
(a) 応召兵士家族支援の実施
(b) 都市の割増給付
(c) 受給家族数・受給者数とその構成
(d) 支援と応召兵士家族の生活
（以上，本号）
(2) 応召兵士家族支援制度の問題

Ⅲ　応召兵士家族支援の実績と問題

(1) 応召兵士家族支援の実績

(a) 応召兵士家族支援の実施

すでにみたように，1888/1914年の〈兵士家族支援法〉は，応召兵士家族の「困窮」を前提として，支援最低額を定めただけであった。16年の連邦参議院〈布告〉は，年所得額によって「困窮」の基準を設定し，支援最低額を引き上げたけれども，これらの規定によって「困窮」や支援額についての曖昧さが解消されたわけではなかった。そのために，応召兵士家族支援制度を実施する際の細目については，邦国やさらには給付組合に委ねられることとなった。すでにみたように，バイエルンの1914年11月14日の決議では農村と都市における事情の違いが指摘されていたし，ベルリンやフランクフルトなどでは当初から割増給付がなされることになっていた。応召兵士家族支援の実施のあり方は制度にも増して多様であった。状況をより具体的にみることとしよう。

自由労働組合を統括する総委員会 die Generalkommisson der Gewerkschaften Deutschlands は，〈兵士家族支援法〉の規定する最低支援額は生計を立てるに十分ではないとして，1914年９月末から12月の初めにかけてと15年１月末の２回にわたって追加支援の実施状況を調査した[89]。この調査結果は，大戦初期における応召兵士家族支援の概況を示すものとして，今

89) Die Fürsorge der Gemeinde für die Familien der Kriegsteilnehmer（以下では，Die Fürsorge der Gemeinde(1) と略記する），in: *Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands,* 25. Jg., Nr. 4, 23. Jan. 1915, S. 25-35; Die Fürsorge der Gemeinde für die Familien der Kriegsteilnehmer（以下では，Die Fürsorge der Gemeinde(2) と略記する），in: *Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands,* 25. Jg., Nr. 18, 1. Mai 1915, S. 197-218.

第9表　兵士家族に対する市町村の追加支援（1915年1月）

人　口	追加支援市町村数	市町村総数	現金割増支援市町村数
10万人以上	48（ 49）	49	47（ 49）
5～10万人	45（ 49）	49	36（ 40）
2.5～5万人	98（ 98）	108	65（ 80）
1～2.5万人	278（ 282）	367	168（207）
2000～1万人	900（ 908）	3206	205（306）
2000人未満	360（ 372）	－	62（ 99）
合　計	1729（1754）	－	583（781）

註：1）「追加支援市町村数」，「現金割増給付市町村数」欄の（ ）内の数字は調査報告のある市町村数を示す。
2）1910年時点での市町村総数は75939，人口2000人未満の市町村数は72199。
資料：*Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands,* 25. Jg., Nr. 18, 1. Mai 1915, S. 198, 200-216；桜井健吾『近代ドイツの人口と経済』，ミネルヴァ書房，2001年，55ページ。

日まで利用されている[90]。2つの調査のうちでは，第2回目のほうがより広い範囲をカバーしているから，ここでは主としてこれを利用することとしよう。この調査で情報が得られた1049の市町村と78の郡（これには705の市町村が含まれる）について，それを人口規模別に整理し，それをドイツ全体の市町村数と対比すると，第9表が得られる。調査市町村数が全体に占める割合は，人口1万人を超える市町村についてはきわめて高かったが，2000～1万人の市町村では30％弱であり，人口2000人未満の小規模な市町村については調査数が少なくなっている。調査された合計1754の市町村のうちで何らかの追加支援を実施しているところは1729にのぼった。追加支援を行う市町村の割合は全体として高く，とくに規模の大きな都市のほとんどが追加支援を行っていたことが示されている。

しかし，この数字の受けとけとめ方についてはいくつかの注釈を必要とする。まず第1に，うえの1754に入っていない市町村の多くが追加支援を行っていなかったと推測されることである。人口10万人を超える「大都市」のなかではザールブリュッケンが調査結果から外されているが，これは，同市が資金不足という理由で追加支援を行わず，そのために地区評議会が報告をしなかったからであった。人口5～10万人の都市ではメッツ，ミュルハイムなどの4都市，人口2.5～5万人の都市ではアレンシュタイン，フォルストなどの10都市が調査結果に含まれていないのも，同じ理由によるものであった[91]。

第2に，この調査では「追加支援」が広く解釈されていることにも留意しなければならない。「我々の表では，経常的な月々の現金での追加

90) *Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands* の編集責任者であったウムブライトがこれを利用したのは当然であろうが（P.Umbreit, *Die deutschen Gewerkschaften im Weltkriege,* Berlin1917, S. 24-26; ders, Die deutschen Gewerkschaften im Kriege, in: *Der Krieg und die Arbeitsverhältnisse* (=Veröffentlichungen der Carnegie-Stiftung für Internationalen Frieden, Abteilung für Volkswirtschaft und Geschichte. Wirtschafts- und Sozialgeschite des Weltkrieges, Deutsche Serie, hrsg. v. J. T. Schotwell), Stuttgart/Berlin/Leipzig 1928, S. 68），クントルスもまた，この調査報告やウムブライトの著書を利用している。B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 73.

91) P.Umbreit, *Die deutschen Gewerkschaften im Weltkriege,* S. 24-26; ders., Die deutschen Gewerkschaften im Kriege, S. 68の叙述による。

支援と現物の，あるいは臨時的な支援とは区別される。後者では，ほとんどが一回限りの喜捨であり，時には毎月特別に決められる給付もある」と述べられているように，家賃補助や現物給付，さらには一回限りの支援などが行われている場合も，追加支援を行うとされているのである。例えば，「大都市」に属するアウクスブルクやダンチィヒをはじめ，人口５～10万人の都市ではグライヴィッツ，人口2.5～５万人の都市ではアンベルク，アイゼナッハ，ヘルフォルト，カトヴィッツなどの８都市では，家賃補助や現物給付や一回限りの支援がなされたにすぎなかったし，それには私的な扶助として行われたものも含まれていた。これらの他にも，「兵士家族の状態が惨めであるに違いない」多くの小規模な市町村があるとして，16の地域があげられており，それらの地域では，私的な扶助活動に頼ったり（ザクセンのコルディッツ郡の35の農村，プロイセンのシュレージエン州のハイナウ近郊の農村，バイエルンのクローナッハーリヒテンフェルス周辺の市町村，ザクセンのバウツェン郡のほとんどの農村など），市町村による追加支援がきわめて僅かにあるいは個別的にしか支給されない（チューリンゲンのグライツ，ザクセンのマルクランシュタット），といった状況にあった。

のちにもみるように，応召兵士家族支援を補完するものとして，家賃補助や現物給付を無視することはできない。また私的な扶助活動が重要な役割を果たしたことも確かである。しかし，〈兵士家族支援法〉による支援が法律の定める最低支援額を超えて行われているかどうかを問題とする場合には，まずは経常的な現金給付に絞って考えるべきであろう。そこで，うえの調査報告に付された資料から，経常的に現金支援を行っている市町村だけを抜き出し，それを表全体にあげられた総数と比較したのが第９表の右欄である。これをみると，人口５万人を超える都市にあっては，現金割増給付を行っていたところは調査報告が寄せられたうちの90％を超えたが，人口１～５万人の都市では80％強，それよりも小規模な市町村では65％前後であった。

この調査にかかわって留意すべきいま一つの問題は，応召兵士家族支援の実施機関である給付組合と市町村の関係である。一市町村が単独で給付組合を構成していない場合の給付組合と市町村との関係は，この調査では明らかとならない。この点を補う意味で，人口1000～14000人の市町村によって構成される全国ドイツ都市連盟 der Reichsverband deutscher Städte が行ったアンケートの結果をも参照しておくこととしよう[92]。回答を寄せた508の市町村のうち，54は〈兵士家族支援法〉の枠内で支援を行ったにすぎなかった。131のケースでは給付組合は追加支援を行わずそれを市町村に委ねた。それとは逆に117のケースでは，もっぱら給付組合が追加支援を行っていた。また，給付組合と市町村の双方が追加支援を行ったケースは207であった。給付組合による追加支援が行われていたケース，市町村がそれを行ったケースは，それぞれが全体の⅔前後を占めていたことになる。

これらの事実を総合して整理すると，ほとんどの大都市では現金給付という形をとった追加支援がなされる一方，小規模な都市や農村では〈兵士家族支援法〉の枠内での支援にとどまっていたところも少なくなかったことがわかる。それは，１つには，さきのバイエルンの〈決議〉

92) H.Lindemann, *Die deutsche Stadtgemeinde im Kriege*, S. 13（邦訳，18-19ページ）

に示されているように，都市と農村での事情の違いによるものと考えることができる。しかし，それだけですべてを説明することも困難であろう[93]。労働組合は，この調査から，「多くの市町村がそれに寄せられた期待に答えていない。こうしたところでは，即座に改めて改善がなされるべきである」[94]という結論を引き出した。1915年末に帝国内務省が行った応召兵士家族支援の実施状況についての調査では，ザクセン-アルテンブルクのように，ほとんどすべての給付組合で市町村による追加支援がなされているところがある一方，メクレンブルクでは制限的な支援しかなされていないことが確認された。帝国議会などでも応召兵士家族支援について，とくに最低支援額の引き上げや追加支援について議論が繰り返された。これらの事実は，応召兵士支援，ことに追加支援の実施のあり方が多様であり，それが兵士家族にとってもつ意味が様々であったことを示している[95]。追加支援を行った都市の間でも，そのやり方や基準，範囲などは区々であったから，応召兵士家族支援の実施状況をさらにいくつかの事例に即してみることとしよう。

(b) 都市の追加支援

都市の追加支援の実施方法や支援の基準・額については，いくつかの調査結果が残されている[96]。その1つが，追加支援の方法・額を都市ごとに示した第10表である。これによると，追加支援の方法としては，①〈兵士家族支援法〉の規定する最低支援額を基準として，それに一定の割増給付を行う場合と，②独自の支援基準と額を都市が定め，そこに法律の規定による最低額を組み入れた場合とに大きく分けられた。前者のなかでは，割増額そのものを示したのはベルンブルク，ゲッティンゲン，キール，ジーゲンなど少数の都市にとどまった。他のほとんどの都市では最低支援額に一定率を乗じて割増給付水準が設定されたが，その割増率については，リンデンの25%からゲラの150%，ハレの200%まで大きなバラツキがみられた。また，設定された割増額が統一的に支給されるところ（例えば，ベルリン，ブレーマーハーフェンなどで

93) 例えば第1回調査では，バイエルンでは多くの大規模な市町村が現金支援を行っていないことが指摘されている。そして，そうした都市としては，アウクスブルクやフュルトの他にウルムやアンスバッハ，ローゼンハイム，ティトリンゲンもあげられている。この点に関して以下のような注釈が付されていることにも注目しておきたい。「それは，バイエルン国家行政の側で，戦時期の社会的な方策のために極端にわずかな資金しか用立てられていないことに帰すことができるということであろうか。この仮説が当たっているとすれば，城内平和の現時点では議論されえないような推論をしなければならないだろう」と。Die Fürsorge der Gemeinde(1), S. 26.

94) Die Fürsorge der Gemeinde(2), S. 218. 2つの調査結果を要約・紹介するなかで，ウムブライトは，「多くの市町村は，とくに農村は，いかなる割増をも拒み，それだけではなく，困窮概念を狭く適用して，兵士の妻に帝国の支援さえも拒絶した。健康な者は仕事ができるはずだ，というのである」，「そうした追加支援が予定されたところでさえ，狭量な実施が全くなかったわけではなかった」と述べて，応召兵士家族支援制度の実施のあり方を批判した。P.Umbreit, *Die deutschen Gewerkschaften im Weltkriege,* S. 24, 27.

95) B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 63-68, 72-77, bes. 76. クントルスは，各地における応召兵士家族支援の実施を，「途方もなく多彩な像」，「極度の多様性」，「多彩で相反するところのある」といった言葉で特徴づけている。

96) 主なものとしては，うえにあげた労働組合による調査報告の付表にも各市町村の追加支援が，割増給付額を含めて記されている。この他に，F.Schweyer (Hrsg), *Deutsche Kriegsfürsorge,* S.122-123（1916年と思われる数字があげられている），E.Levi, Die Zuschußunterstützung der Gemeinden, S.75-77, 78-79（1917年，18年の調査数字を掲載）がある。これらによって，同一都市についての複数時点での数字も得られるけれども，それぞれの意味するところはかならずしも明確ではなく，厳密な比較は時系列的にも都市間についても簡単ではない。

第10表　都市の兵士家族支援額（1914年）

(1)　帝国法に対する割増

都市	帝国支援額に対する割増			備考
	配偶者	15歳未満子ども	その他	
アルトナ	66 ⅔%まで			－
バウツェン	75-100%			帝国の支援が認められない場合も市の支援。
ベルリン	100%			－
ベルンブルク	6M./Mo.	3M/Mo.	－	市の支援は現役下士官にもなされる。
ブレーマーハーフェン	100%			－
ブレスラウ	50%			－
ダルムシュタット	50%			－
デッサウ	少なくとも100%			－
デューレン	100%			市の支援対象は扶助籍をもつ兵士家族。
エッシュヴァイラー＊	－	25-200%	－	－
フランクフルト	50%			－
ゲラ	家族の人数に応じて100-150%			右の支援額の他に最高額の規定あり。
ゲッティンゲン	4-15M./Mo.			子ども数・就業可能性などを考慮。
グーベン	100%まで			－
ハレ	200%まで			－
ハーナウ	100%	100%		支援で生活困難の場合には特別の手当。
ホーフ	33 ⅓%			－
イザーローン	33 ⅓%			1914年８月の規定。
キール	11M./Mo.まで	－	－	－
リンデン	25%まで			支援総額は１カ月３万マルクをこえない。
メッツ	100%			資金源は義損寄金。
ナウムブルク	50-100%			－
ノイミュンスター	100%			－
オーバーハウゼン	66 ⅔%まで			帝国支援額の⅔をこえる場合は委員会決議。
ジーゲン＊	9M./Mo.	4.50M./Mo.	4.50M./Mo.	現物や家賃を含む。この他に郡の支援あり。
シュテティン	家賃補助			家賃補助は家主に直接支払われる。
シュトルプ	50-100%			－
シュトラールズント	家族に対して18M./Mo.まで			－
ヴェッセル＊	15M./Mo.	6M./Mo.		1914年10月末まで。
ヴィルヘルムスハーフェン	50%	100%	－	－
ヴュルツブルク	3M./Mo.	－	－	夏期間。
ツィタウ	100%まで			－

は100%，ブレスラウ，フランクフルトなどでは50%）と，最高額を示す場合（例えば，アルトナでは66%，バウツェンでは100%，ゲラでは150%，ハレでは200%，ミュンヘンでは50%）などがあった。

他方，独自に支援額を定めた都市にあっても，その基準や金額は様々であったが，さしあたり目を惹くのは以下のような諸点である。まず，第１に，支援額を決める際の基準としては，地域の賃金（アルテンブルク，クレーフェルト，ミュンヘン-グラトバッハ，ライト，ヴィッテン），あるいは貧民救済（ブーア，マインツ，トリーア）が用いられるところが多かった。第２に，支援額は配偶者とそれ以外では異なって

(2) 都市による特別支援

都市	特別支援額（帝国最低額を含む）			備考
	配偶者	15歳未満子ども	その他	
アルテンブルク	90Pf./T.	30Pf./T.	30Pf./T.	地域賃金基準。支援額はその60%まで。
ビーレフェルト	18M./Mo.	4-10M./Mo.		一定限度内の私的団体からの支援は加算せず。
ボーフム	15M/Mo.	10M/Mo.		—
ブラウンシュヴァイク	15M/Mo.	7M./Mo.	7M./Mo.	—
ブーア	12M./Mo.	6M./Mo.		貧民扶助額を基準とする最低額。
クレーフェルト	76Pf./T.	各38Pf./T.	各38Pf./T.	地域賃金基準(配偶者：30%，第3子まで：10%)。
クリミッシャウ	70Pf./T.	30Pf./T.		—
デュースブルク	80Pf./T.	20-40Pf./T.		最高3マルク。緊急には現物支援。家賃補助。
フレンスブルク	32M./Mo.	6-8M./Mo.		7人以上の子どもがいる場合は委員会決定。
フライブルク*	15M./Mo.	8-10M./Mo.		扶助籍を有する兵士の家族。
ハム	12M./Mo.	10.50M./Mo.	10.50M./Mo.	家賃の50%を補助。家主に支払い。
ハノーファー	30M./Mo.	6M./Mo.		—
ハールブルク	70Pf./T.	35Pf./T.		—
ヘルデ	20-30M./Mo.	6-14M./Mo.		最低額。
マインツ	貧民扶助額を20%超える額			—
メーラーネ	5M./Wo.	2M./Wo.	2M./Wo.	戦争によって失業した家族にも支給。
ミュンヘン-グラートバッハ	20%	10%		地域賃金の50%が最高額。緊急の場合には増額。
ノイス	21M./Mo.	6M./Mo.	6M./Mo.	—
オスナブリュック	1M./T.	35Pf./T.	35pf./T.	この他，家賃の一部補助，学校納付金免除。
ピルマーセンス	12M./Mo.	4-16M./Mo.		財源は救援活動と市の資金。
プラウエン	60Pf./T.	30Pf./T.		—
レムシャイト	30M./Mo.	10M./Mo.		自発的団体や雇用主の支援は加算。
ライト	70Pf./T.	35Pf./T.		地域賃金基準(配偶者20%，子ども10%，最高額50%)。
シュテンダル	1-1.20M./T.			その他には月当たり10-12マルクの家賃補助。
トリーア	3.50M./Wo.	1.60-2.20M./Wo.		救貧部が最高額を規定。
フィールゼン*	60Pf./T.	30-40Pf./T.		補助額は郡と市の負担。
ヴィッテン	20M./Mo.	8-10M./Mo.		年金は全額，私的支援は50%加算。

註：1）*は単独で給付組合を形成していない都市。
　　2）xxM./Mo.などは，日(/T.)，週(/Wo.)，月(/Mo.)あたりの額をマルク(M.)あるいはプフェニヒ(Pf.)で示す。
資料：*Mitteilungen der Zentralstelle des Deutschen Städtetages,* Bd. 4, Nr. 18/19, 15. Sep. 1914, Sp. 435-442.

おり，多くの場合，一家族の人数も考慮された[97]。第3に，デュースブルク，フライブルクなど，家賃の補助を行っている都市もあった。

こうして，追加支援のあり方は，割増給付に絞っても都市によって異なっていた。加えて，割増率や額は戦争が長期化するなかで物価上昇に合わせて改定されていった。その実態をいくつかの事例について個別的にみよう。

97) Unterstützung der Kriegerfamilien, in: *Mitteilungen der Zentrale des Deutschen Städtetages,* Bd. 4, Nr. 18/19, 15. Sep. 1914, Sp. 433-449. その他に，H. Lindemann, *Die deutsche Stadtgemeinde im Kriege,* S.12-14（邦訳，18-19ページ）; J. Altenrath, Soziale Fürsorge in der Kriegszeit, S.295-296; *Bericht über die Soziale Fürsorge der Stadt Leipzig in der Kriegszeit 1914-1918,* 1. Buch, S. 8-9. ライプツィヒやブラウンシュヴァイク，リューベックでも，当該地域で一般的な賃金を基準として追加支援の算定が行われた。B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 73をも参照。

a　ベルリンとその近郊

「大ベルリン」を形成する諸都市の間では，応召兵士家族支援に関して，〈兵士家族支援法〉で規定された最低支援額に100％の割増給付を行うという合意が成り立っていたが，８つの給付組合の規定は細部では異なっていた。すなわち，ベルリン市（人口207.0万人）ではすべてのケースに例外なく100％の割増給付がなされた。貧困層の多いノイケルン市（人口24.0万人），労働者層の多いシェーネベルク市（人口17.2万人），ヴィルマースドルフ市（人口10.9万人）でも100％の割増給付が基本とされていたけれども，ノイケルン市では，応召者の家族に賃金・俸給の¾以上が支払われている場合には支援は減額されることとされ，シェーネベルク，ヴィルマースドルフの両市でも，必要に応じて増・減額がなされた。人口8.1万人のリヒテンベルクは貧困層の多い地域であったが，ここでは，配偶者１人の場合には月当たり21マルク，配偶者と子ども１人の場合には23マルク，配偶者と子ども２人の場合には25マルクが支給され，３人以上の子どもをもつ女性に対しては100％の割増給付がなされた。また，テルトウ，ニーダーバルニムの両郡では，必要に応じて100％までの割増給付がなされた。

富裕層の多いシャルロッテンブルク市（人口30.5万人）については，より詳しいことがわかっている。ここでは，1914年８月に定められた方針に沿って支援が開始された。９月５日までの支援では，受給者のうちの79％が〈兵士家族支援法〉の最低支援額に100％の割増給付を，14％がそれを超える，また７％がそれ以下の給付を受けていた。しかし，まもなく，支援を個別的な事情に合わせる必要，家賃補助の扱い，地区間での扱いの不公平に関する苦情，市の財政事情，といった問題が表面化し，それらへの対応が必要となった。そこで，参事会は，「支援委員会」の委員長と女性委員から成る委員会の助けを借りて，標準支援額と家賃補助額についての基準を定めた。まず，標準支援額は，第11表に示されるように，配偶者１人の場合には法律の最低支援額12マルクに市の割増額12マルクを加えた24マルク，配偶者と子ども１人の場合には最低支援額18マルクに市の割増額14マルクを加えて32マルク，……と家族の人数が多くなるに従って割増分が逓減する方式が採用された。これについては，次の点にも留意しておかねばならない。①標準額は，倹しい労働者家族の食費，光熱費，家財と衣料の維持費を基礎に算定された。家財の新規購入，家賃は考慮されなかった。②子どもについて，２人までについては各１人につき８マルク，３人以上の場合には各１人について６マルクの割増額が認められたのは，子どもの数が多い家族が有利になりすぎることを避けるためであった。③この額は，標準額であって最低額ではなく，また，貧民扶助の生存最低限とは異なることも強調された。④1915年11月からは月当たりの帝国の最低支援額が配偶者については15.0マルク，その他については7.5マルクに引き上げられ，市の割増額もそれに応じて引き上げられた[98]。

98) S.Wronsky, Gross-Berliner Wohlfahrtspflege im Kriege, in: *Zeitschrift für das Armenwesen,* 15. Jg., Heft 12, Dez. 1914, S. 341-345; E.Stein, Kriegshilfsmaßnahmen deutscher Städte, in: *Zeitschrift für Kommunalwirtschaft und Kommunalpolitik,* 5. Jg., Nr. 1, 10. Jan. 1915, S. 4-6, 11-12, 27-29; Das Kriegsunterstützungswesen der Stadt Berlin und sein Verhältnis zur Armenpflege, in: *Blätter für die Berliner Armen- und Waisenpflege,* 5. Jg., Nr. 3/4, März/April 1915, S. 18-19; M.Guttmann, *Die Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg,* S. 19-27, 50-62.

第11表　シャルロッテンブルクの兵士家族支援額

（単位：マルク／月）

年　月	配偶者（1人）	配偶者 子ども1人	配偶者 子ども2人	配偶者 子ども3人
1914年11月	24.00	32.00	40.00	46.00
15年11月	30.00	41.00	52.00	61.00

資料：1）〈兵士家族支援法〉の最低支援額を含む。
2）子ども数が4人以上の場合，1人当たりの支援額は1914年11月の6.00マルクから15年11月には9.00マルクに引き上げられた。
資料：M.Guttmann, *Die Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg,* Diss. Berlin 1917, S.55-56.

第12表　ベルリンの兵士家族支援額（1914年）

（単位：マルク／月）

支援受給者	兵士家族支援	家賃補助	合計
配偶者1人	24.00	15.00	39.00
配偶者・子ども1人	36.00	12.50	48.00
配偶者・子ども2人	48.00	10.00	58.00
配偶者・子ども3人	60.00	7.50	67.50
配偶者・子ども4人	72.00	5.00	79.00
配偶者・子ども5人	84.00	—	84.00

資料：S.Wronsky, Groß-Berliner Wohlfahrtspflege im Kriege, in: *Zeitschrift für das Armenwesen,* 15. Jg., Heft 12, Dez. 1914, S. 343.

ベルリンとその近郊都市では，以上のような支援が実施された。しかし，これによって生活を維持することが困難な場合もあり，さらに家賃補助がなされることとなった[99]。ただし，その方法も都市によって異なっていた。ベルリン市では，兵士家族支援額に家族の人数を組み合わせて，子どものいない配偶者の場合の15.00マルクから4人以上の子どもをもつ配偶者の場合の5.00マルクまで，2.50マルクごとの5段階の補助額が設定された。ベルリン市では，1914年12月時点でおよそ7万人の兵士家族支援受給者のうちの5万人は家賃補助をうけていた。兵士家族が受け取った支援金額は，第12表に示されるとおりである。これを超える扶助については，「全国婦人奉仕会」を中心とする私的な団体に委ねられたものと思われる。リヒテンベルク，ノイケルンでは，それぞれ20マルク，18マルクを上限として，家賃の50％が補助された。また，近代的な家屋が多く，家賃が高いシェーネベルクでは，年家賃600マルクまでについてはその50％，900マルクまでについてはその40％，1200マルクまでについてはその30％が補助された。その場合，家主が少なくとも家賃の25％引き下げることが条件とされた。また，例外

99）家賃補助に際しては，家賃の一部引き下げが要求されることが多かった。それでも，家賃収入の大部分が確保されることになったという点で，家賃補助は家主層にとって戦時扶助という意味をもった。F.Schweyer (Hrsg), *Deutsche Kriegsfürsorge,* S. 28. 後藤俊明『ドイツ住宅問題の政治社会史』，未来社，1999年，第1章は，とくに戦争前半期の住宅政策を，応召兵士家族に対する家賃支払い猶予とそれによって生じる家主層の経済的打撃に対する救済策によって特徴づけている。

的には，家賃額に応じて補助が70，60，50％まで引き上げられることもありうるとされた。シャルロッテンブルクでは，補助を効果的にするために，家賃額に応じて細かな規定が以下のように定められた。①家賃補助は，20～30マルクの範囲で家賃の50％を基本とする。補助は，収税所を通して市から家主に直接支払われるが，それと同時に家主に対しては戦争期間中，家賃を30％引き下げることが要請された。②家賃が20マルク以下の場合，家賃の50％が20マルクに満たない場合には20マルクが補助される。③家主が引き下げに応じた場合には補助は40マルクまで，あるいは家賃の20％までの割増が認められうる。

その後，物価の上昇に合わせて，また，それに対応した最低支援額の引き上げとともに，割増額も引き上げられていった。ベルリン市の場合，支援額は1915年には，配偶者１人の場合には35マルク，子ども１人につき17.50マルク，17年11月には50マルク，子どもについては30マルクとされた[100]。シャルロッテンブルクにおける家賃補助についても，15年11月には20マルクまでは全額補助され，20マルクを超える家賃については，家主が残額を放棄する場合には超過分の½が，放棄しない場合には¼が補助されることとされた。

b　ボーフム

ベルリンの他にも，近接する市町村から成る一地域が応召兵士家族支援に関して同一の原則や基準をもったところがあった。ライン＝ヴェストファーレンの工業地域もその１つであり，ここでは都市・郡の合同会議で家族支援についての原則が打ち出された。その骨子は，「困窮」が認められた場合にはまず〈兵士家族支援法〉による支援がなされるとともに，すべての場合についてそれ以上の支援が必要であるかどうか，どれだけの支援が必要であるのかが審査されたうえで，帝国支援額の⅔までの割増給付が市の財源から認められる，というものであった。そして，それを超える支援は，個々の雇用主によって負担され，それが不可能な場合には戦時扶助寄金や給付組合の資金による支援が行われることとされた。こうした枠組みのなかで，ボーフムでは，ほとんどすべての企業が協力することによって，その支援が市の戦時扶助のなかに組み込まれた。市の割増支援額を超える支援の決定は応召者の雇用主である企業に委ねられ，支援の全額はまとめて企業によって支給されたのである。なお，企業側が割増支援についての能力や意思を欠いている場合には，市の割増は100％まで引き上げられ，それを超える支援については特別の決議によってなされる可能性がある，とされていた[101]。

c　ハーゲン

ハーゲンでは，家族による営業活動が継続していたり，家族構成員に高い所得がある場合の多くには，〈兵士家族支援法〉の定める最低支援額だけが支給されたが，のちには，その他の所得の減少によって市の支援を行う必要もしば

100) E. Levi, Die Zuschußunterstützung der Gemeinde, S. 75; F. Schweyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge,* S. 122.

101) Leistungen der Städte anläßlich des Krieges, in: *Zeitschrift für Kommunalwirtschaft und Kommunalpolitik,* 4. Jg., Nr. 22, 10. Nov. 1914, S. 497-498; Kriegshilfemaßnahmen deutscher Städte, in: *Zeitschrift für Kommunalwirtschaft und Kommunalpolitik,* 5. Jg., Nr. 1, 10. Jan. 1915, S. 2, 6-7.

第13表　ハーゲンの兵士家族支援基準額

（単位：マルク／月）

年 月 日	配 偶 者	子 ど も	子 ど も[1]	両 親	兄弟姉妹
1915年4月1日	21.00	6.00	18.00	24.00	9.00
15年8月1日	24.00	9.00	18.00	24.00	9.00
15年11月1日	27.00	10.50	19.50	27.00	10.50
16年5月1日	30.00	12.00	20.00	30.00	12.00
17年1月1日	40.00	20.00	—	32.50	20.00

註：1）15歳以上で就業している者。
　　2）数字は〈兵士家族支援法〉の最低支援額を含む額。
資料：Sasse, *Bericht über die Tätigkeit auf dem Gebiete der Fürsorge für Kriegerfamilien, Hinterbliebene und Kriegsbeschädigte in Hagen (Westf.),* Hagen o. J., S.15; *Kommunales Jahrbuch,* Kriegsband, 1919, S. 76.

しば生じた。兵士家族の困窮の状況はきわめて多様であったから，支援申請については小委員会が個別的な審査を行った。16年には，約1800の申請を取り扱い，そのうちの600については困窮度の審査がなされねばならず，およそ200については申請が却下された。市の割増額を含む標準支援額は第13表に示されている。1915年4月から17年11月までおよそ2.5年の間に支援額については2倍前後の引き上げがなされたのであった[102]。

d　ライプツィヒ

ライプツィヒの戦時支援委員会は，1914年8月7日に，〈兵士家族支援法〉の定める最低支援額は不十分であるとして，平時における兵士の生活を基礎とする基準支援額を，以下のように定めた。①この地域の日賃金を3.80マルクとして，配偶者にはその30%，その他には10%を支給する（但し，一家族での合計額では60%まで），②したがって，支援月額は，配偶者の場合には34.20マルク，その他については11.40マルクになる，③うえのことからもわかるように，子どもに対する支援は第3子までとされたから，4人以上の子どもを抱える家族であっても，支援額の上限は68.40マルクとなった。④ただし，〈兵士家族支援法〉の規定によってなされる支援は，68.40マルクを超えても支給された。その後，15年1月からは第4子以上についても支援がなされるようになった。また，物価上昇に対応して，15年10月から18年11月までに5回にわたって支援額が引き上げられた。18年11月時点の標準支援月額は，配偶者の場合には64.10マルク，その他の家族の場合には27.70マルクであったから，子ども6人がいる家族が受け取る額は230.20マルクとなった。4年間あまりの間に配偶者については1.9倍，その他については2.4倍の引き上げがなされたことになる。

しかし，多くの場合，こうした支援額では家賃支払いまでは困難であるとして，1915年10月からは家賃についても補助もなされた。家主には家賃の一定の引き下げが求められる一方（当

102) Sasse, *Bericht über die Tätigkeit auf dem Gebiete der Fürsorge für Kriegerfamilien, Hinterbliebene und Kriegsbeschädigte in Hagen (Westf.),* S. 10-13 [本稿では，これまで著者名を誤ってSaffeと記してきた。ここで訂正しておきたい]; Vorläufige Übersicht über die Leistungen der Städte aus Anlaß des Krieges, in: *Mitteilungen der Zentralstelle des Deutschen Städtetages,* Bd. 4, Nr. 18/19, 15. Sep. 1914, S. 447.

初は25％，のちには10～20％），借主は家賃の一部を自ら支払うとともに，補助がなされたのである。補助はうえの支援額を20％上乗せし，それを家主に直接支払う，という形をとった。この補助でカバーできない部分や子ども数の多い家族に対する支援については，「戦時惨禍義捐金」が戦時支援局と緊密な連携をとり，補完的な扶助を行った[103]。

e　ケムニッツ

ケムニッツでは，当初，応召兵士家族支援の前提となる「困窮」の審査を，〈兵士家族支援法〉に基づく支援分については軍事部が，市の割増分については地区代表ないし戦時扶助部が行っていたが，1915年６月には〈1888年２月28日と1914年８月４日の帝国法，および，それに関する帝国宰相と内務省の命令，戦時扶助委員会の決議によって作成されたケムニッツ市の戦時扶助原則〉Grundsätze für die Kriegsfürsorge in der Stadt Chemnitz, zusammengestellt nach den Reichsgesetzen vom 28. Februar 1888 und 4. August 1914 und den dazu ergangenen Verordnungen des Reichskanzlers und des Ministeriums des Innern und den Beschlüssen des Kriesgfürsorgeausschusses が出され，これが，ケムニッツにおける戦時扶助を統一的に行うための基礎となった。そして，８月からは帝国の支援額と市の割増分とを合わせて支援額が決められることとなった。こうして，応召兵士家族支援の方法は統一され，簡素化された。

ケムニッツ市が行う割増支援には，現金給付に加えて，以下のようなことも含まれていた。１食分20プフェニッヒの食事券や月当たり最高25マルクの家賃補助，配偶者と子ども１人までの家族には３ヶ月間を最大として週当たり２マルクまでの物価上昇手当，疾病の場合における通常額を超える支援，がそれであり，さらに，〈兵士家族支援法〉では対象とされない場合にも支援がなされた。また，15年11月から16年４月までは冬季手当も支給された。第14表は，標準的ないしは平均的な支援額とその変化を示したものである。これによって，戦争期間中に支援額は，配偶者で1.9倍，子どもの場合には2.4倍，その他については1.5倍引き上げられたことがわかる[104]。

f　ニュルンベルク

ニュルンベルクでは，〈兵士家族支援法〉の規定を超える支援は，戦争によって困窮に陥った人々を対象とする戦時扶助全般の一環としてなされた。それは，当初は食料などの現物給付としてなされ，〈兵士家族支援法〉による最低支援額だけが現金で支給されていた。しかし，家賃補助をはじめとする現金扶助の必要から，1914年10月には第15表に示されるような扶助基準が定められた。これについては，以下のようなことが注目される。①この数字は，地域における貧民扶助額を参考にして，「困窮した家族に，少なくとも，文字どおり生活にどうしても必要な所得を保証する」はずの「緊急必要額」として設定された。他方でこれは，それ以上の扶助の必要を排除するという「排除額」という意味合いをももった。②戦時扶助局の認識によれば，支援のこの額は生理的な生存最低限を維

103) Koehler, *Bericht über die Soziale Fürsorge der Stadt Leipzig in der Kriegszeit 1914-1918,* 1. Buch, S. 8-20, 43-45.

104) P.Uhle, *Chemnitz in großer und schwerer Zeit 1914-1919,* Chemnitz o. J., S. 235-244.

第14表　ケムニッツの兵士家族支援額

（単位：マルク／月）

年 月 日	配 偶 者	子 ど も	両親・祖父母など[2]
1914年8月1日	41.65	10.85	41.65
14年11月1日	44.65	10.85	41.65
15年8月1日	49.65	10.85	46.65
15年11月1日	56.20	13.00	48.85
16年6月1日	62.70	13.00	51.00
16年11月1日	67.70	15.50	53.50
17年9月1日	69.70	19.85	57.85
17年11月1日	72.70	20.85	58.85
18年10月1日	77.70	25.85	63.85

註：1）家賃補助や割増給付を含む総額。
　　2）成人で支援の権利を有する者についても同じ。
資料：P.Uhle, *Chemnitz in großer und schwerer Zeit 1914-1919,* Chemnitz o. J., S. 243.

第15表　ニュルンベルクの戦時扶助額

（単位：マルク／週）

年 月	単身男子	単身女子	夫 婦	子 ど も
1914年10月	6.00	5.00	9.00	1.50
14年12月	7.20	6.00	10.80	1.80
15年6月	7.50	6.25	11.25	1.875
15年11月	9.00	8.00	13.00	2.25

註：1）1914年10月の〈戦時扶助規則〉では応召兵士家族に対しては40％の割増。
　　2）1914年12月，15年6，11月の扶助額引き上げは失業者など，戦時扶助Ⅱの対象者に対するもの。
　　3）子どもに対する扶助額は，その他と同じ率で引き上げられたものとして計算した。
　　4）ここに示される扶助額は，〈兵士家族支援法〉の規定する最低支援額および現物給付の場合の相当金額を含む。
資料：C.Vogelreuther, *Die Kriegsfürsorge der Stadt Nürnberg 1914-1918,* S. 16-17.

持するには十分であっても社会的な生存最低限を保証するものでなかった。しかし，財政事情からこのように決定されたのであった。③応召兵士の家族にもこの扶助基準が適用されたが，そうした場合には，当初は20％，14年10月からは40％割増して支給されることとされた。ただし，それには〈兵士家族支援法〉の最低支援額も含まれていた。④その後，物価の上昇に伴って1年余りの間に現金扶助額は3回にわたって引きあげられたが，これも第15表に示されるとおりである[105]。

105) C.Vogelreuther, *Die Kriegsfürsorge der Stadt Nürnberg 1914-1918,* S. 9-17, 28-32, 39-44; Darstellungen einzelner Städte über ihre Massnahmen anläßlich des Krieges, Sp. 547-554. なお，食事の給付に際しては，大人の場合には1日1食25プフェニヒ，1週間分のパン2kgで54プフェニヒ，子どもの場合にはその½と計算され，現金給付の折にその分が差し引かれることになっていた。

g　マンハイム

給付組合マンハイムでは，マンハイム市参事会の意向をふまえて，1914年８月18日に郡評議会が標準支援額を定めた。それは，〈兵士家族支援法〉の最低支援額を基礎として，配偶者には100％，子どもには50％の割増給付を行うというものであり，実際には，支援受給者の大部分がこの標準額を受け取った。しかし，ほとんどの場合には，この標準額でも生計を立てることは難しく，それは「一種の土台としてみなすことができるだけであり，そのうえに個別的な戦時扶助が築かれねばならな」かった。そして，この標準額を超える支援は，個々の場合の支援額の決定という問題を含めて，私的な扶助団体である「戦時扶助本部」に委ねられた。

「戦時扶助本部」では，マンハイムにおける戦時支援申請者の多くを熟練労働者層が占めることを念頭におき，家族成員全体の健康を保証し，子どもの教育をはじめとする「社会的な最低限」を保証する扶助の基準（＝標準額）が定められた。ここでは，子どもの数による不公平が生じないように考慮されるとともに，家賃については独立した補助がなされることとされた。扶助額の個別的な算定は「作業委員会」によって行われた。その際，種々の所得についてはそれらの性格を考慮して，異なった扱いがなされたが，それについては，のちにみることとしよう。

給付組合による支援標準額（法律による最低額＋割増額）と「戦時扶助本部」の扶助の標準額を，その後の引き上げもを含めて示せば，第16表のようになる。支援額は，16年10月までの１年２カ月余りの間に４回にわたって引き上げられた。それは，最低支援額の改定に伴うこともあり，また，マンハイムに独自の引き上げもなされたが，支援額は２倍となった。また，同様の引き上げは「戦時扶助本部」による扶助標準額についてもみられた。その水準は，配偶者については給付組合のそれを上回るものであった[106]。

h　フランクフルト

フランクフルトの応召兵士支援委員会は，1914年〈兵士家族支援法〉の成立に先立って，委員会設置と同時に，1888年法の支援最低額の50％に相当する額を割増給付することを暫定的に決議し，その活動を始めていた。その後，14年11月には割増給付は100％に引き上げられ（1914年10月20日決議），15年７月には応召者の両親に対する支援も決議された。フランクフルトでは，「困窮」の審査は市税務課の吏員によって行なわれ，応召前の所得を基準として，所得がその50％以下であればすべての場合について「困窮」が認められた。それ以上の所得がある場合には個別的な審査がなされたが，それに際しては，子ども数，家族のなかでの疾病，両親などの扶養の必要性がとくに重視された。さらに，給付組合としてのこうした支援に加えて，私的な扶助団体である「戦時扶助本部」による扶助がなされ，フランクフルトの応召兵士家族支援はこの両者から成り立っていた。「戦時扶助本部」の「家族救援部」が15年２月に取り決めた〈戦時扶助活動のための原則〉Grundsätze für Tätigkeit der Kriegsfürsorge によれば，その現金扶助は，20マルクを上限とする，応急的な一回限りの扶助と，〈兵士家族支援法〉を補完する経常的な扶助から成り立っていた。そ

106) S.P.Altmann, *Die Kriegsfürsorge in Mannheim*, S. 5-8, 77-84.

第16表　マンハイムの兵士家族支援標準額

（単位：マルク／月）

年 月 日	兵士家族支援		私的扶助	
	配偶者	子ども	配偶者	子ども
1914年8月18日	9.00＋ 9.00	6.00＋ 3.00		
14年9月19日			30.00	9.00[6]
14年11月1日	12.00＋ 9.00	6.00＋ 6.00[2]		
14年12月1日			35.00	10.00[7]
15年8月1日	12.00＋12.00	6.00＋ 6.00[3]		
15年9月1日			40.00	10.00[8]
15年11月1日	15.00＋12.00[4]	7.50＋ 6.00		
15年12月1日			40.00	16.00[9]
16年10月1日	15.00＋21.00	10.00＋ 8.00[5]	40.00	20.00[10]
17年11月1日	20.00＋21.00	10.00＋13.00	50.00	25.00
18年11月1日	25.00＋21.00	15.00＋13.00	55.00	30.00

註：1）兵士家族支援欄の数字は＋の前が〈兵士家族支援法〉に定められた最低額，後はマンハイム給付組合の割増額を示す。
2）第3子からの割増額は3.00マルク。
3）第6子からの割増額は3.00マルク。
4）配偶者1人で困窮度が高い場合には30.00～35.00マルクまで引き上げ。
5）第4子からの割増額は5.00マルク。
6）第2子の扶助額は6.00マルク，第3子からの扶助額は5.00マルク。
7）第2子の扶助額は8.00マルク，第3子からの扶助額は5.00マルク。
8）第2子の扶助額は8.00マルク，第3子からの扶助額は5.00マルク。
9）第2～6子の扶助額は7.00マルク，第7子からの扶助額は5.00マルク。
10）第2子からの扶助額は12.00マルク。

資料：S.P.Altmann, *Die Kriegsfürsorge in Mannheim,* Mannheim/Berlin/Leipzig, 1916, S. 5-8, 83; *Kommunales Jahrbuch,* Kriegsband, 1919, S. 76, 79.

のうち，後者は，給付組合による支援を補完するものとして，入念な調査によって個々の事情に合わせた扶助を行うことを目指した。1カ月当たり，成人で38マルク，夫婦で50マルク，子供1人につき9マルクの所得がある場合には扶助は認められないという基準が設定され，所得の算定に当たっては申請者とその家族に属する者すべての所得が合算された。

フランクフルトにおける公私の支援・扶助が実際にはどのようになされたのかについては，一つの調査結果が残されている。それは，1915年7月15日の回状によって「戦時扶助本部」の17の地区支部が扶助の実態についての抽出調査を行ったものである。その調査結果から，家族状況などを考慮して様々なケースを抜き出してみると第17表が得られる。これをみると，フランクフルトにおける兵士家族支援については，以下のようなことが明らかとなる。①1915年4月28日のプロイセン〈内相布告〉を基礎とし，それに市による割増額を上乗せした額，すなわち，配偶者には月当たり24（＝12＋12）マルク，15歳未満の子どもや両親には一人当たり9（＝6＋3）マルクは，一律に支給されていた。②これに対して，「戦時扶助本部」による私的な戦時扶助の額は区々であった。応召者の戦前の所得や家族の所得，家族の人数などが勘案されたのであった。③家賃補助についてもバラツキが大きかったが，これについても，うえと同じ方

第17表　フランクフルトの兵士家族支援の事例（1915年６，７月）

（単位：マルク／月）

支援対象者	応召者所得	所得	その他所得	公的支援	私的扶助	家賃補助	支援額合計	家賃	生計費	備考
1 配偶者	42.00	－	－	24.00	21.40	－	45.40	20.00	25.40	－
2 配偶者	27.00	28.00	－	24.00	－	7.00	59.00	33.00	26.00	貯金
3 配偶者・子ども（15歳未満１人）	30.00	－	－	33.00	21.40	15.00	69.40	21.00	48.40	－
4 配偶者・子ども（15歳未満１人）	30.00	64.30	－	33.00	－	－	114.40	18.00	96.40	
5 配偶者・子ども（15歳未満１人）	25.00	51.40	－	33.00	21.40	－	105.80	16.00	89.80	一時的病気。疾病保険は戦時扶助による
6 配偶者・子ども（15歳未満１人）	30.00	－	40.00	33.00	－	－	73.00	20.00	53.00	申請却下
7 配偶者・子ども（15歳未満１人）	57.00	－	66.00	33.00	－	10.00	109.00	34.00	75.00	
8 配偶者・子ども（15歳未満１人；以上２人）	30.00	51.40	－	42.00	21.40	10.00	123.40	30.00	93.40	疾病保険は戦時扶助による
9 配偶者・子ども（15歳未満１人）・その他１人	34.00	－	30.00	33.00	15.00	6.50	84.50	25.00	59.50	その他所得は姉妹による
10 配偶者・子ども（15歳未満２人）	25.00	－	－	42.00	21.40	12.00	75.40	14.67	60.73	－
11 配偶者・子ども（15歳未満２人）	65.00	－	60.00	42.00	－	12.00	114.00	50.00	64.00	－
12 配偶者・子ども（15歳未満２人；以上１人）	28.00	－	－	42.00	21.40	15.00	78.40	23.44	55.00	15歳以上の息子は別居。疾病保険は戦時扶助による
13 配偶者・子ども（15歳未満２人；以上３人）	32.00	120.00	18.50	51.00	－	－	189.00	22.50	167.00	その他所得は障害年金。申請却下
14 配偶者・子ども（15歳未満５人；以上２人）	30.00	85.70	－	87.00	－	8.00	180.70	24.00	156.70	－
15 配偶者・子ども（15歳未満６人；以上１人）	40.00	12.85	－	78.00	21.40	－	112.25	40.00	72.25	馬車屋経営。扶助はより高額の可能性
16 配偶者・子ども（15歳以上３人）	?	140.00	－	33.00	－	35.00	208.00	83.00	125.00	応召者は自営の仕立て屋
17 母親	30.00	－	－	9.00	17.10	－	26.10	－	26.10	持家。菜園は他人が経営
18 両親	35＋35	111.40	－	18.00	30.00	－	159.40	66.66	92.74	応召者２人
19 両親・子ども（15歳未満１人）	25.00	120.00	－	9.00	－	10.00	139.00	38.00	101.00	これまで失業保険による扶助
20 非嫡出子	－	－	－	9.00	17.10	－	26.10	15.00	11.10	子どもの母親は失業
21 配偶者・子ども（15歳未満３人）	30.00	－	－	51.00	21.40	15.00	81.00	30.00	57.40	現物給付。疾病保険の一部は戦時扶助
22 配偶者・子ども（15歳未満３人）	25.00	56.00	－	51.00	21.40	7.00	135.40	21.00	114.40	－
23 配偶者・子ども（15歳未満３人）	33.00	－	16.00	51.00	4.30	15.00	86.30	23.00	63.30	疾病保険の一部は戦時扶助
24 配偶者・子ども（15歳未満４人）	29.00	－	－	60.00	21.40	15.00	96.40	?	?	家賃の支払いが可能かどうか疑問
25 配偶者・子ども（15歳未満４人）	45.00	30.00	－	60.00	21.40	7.00	118.40	29.00	89.40	応召者の以前の雇主が一回限りの扶助
26 配偶者・子ども（15歳未満４人）・扶養者１人	40.00	－	－	69.00	21.40	10.00	100.40	－	100.40	応召者の飲食店は継続。長男は失業。疾病保険は戦時扶助による
27 配偶者・子ども（15歳未満５人）	30.00	－	－	69.00	21.40	－	90.40	15.00	75.40	食料扶助
28 配偶者・子ども（15歳未満５人）	30.00	－	64.00	69.00	12.80	15.00	96.80	?	?	応召者戦死。以前の所得が継続しているかどうか不明
29 配偶者・子ども（15歳未満６人）	18.00	－	－	78.00	21.40	10.00	109.40	16.00	93.40	以前の失業救済
30 配偶者・子ども（15歳未満６人；以上１人）	25.00	51.40	－	87.00	21.40	10.00	169.80	25.00	144.80	一時救済。疾病保険は戦時扶助による
31 配偶者・子ども（15歳未満６人；以上１人）	30＋19	－	－	87.00	21.40	7.00	115.40	22.00	93.40	息子の週所得は19.0マルク
32 配偶者・子ども（15歳未満７人；以上２人）	?	－	－	87.00	21.40	9.00	117.40	－	117.40 ?	応召者は自営の桶屋。所得継続。疾病保険は戦時扶助による
33 母親	40.00	12.00	－	9.00	21.40	－	42.40	18.00	24.40	時折娘による支援
34 母親	25.00	－	－	9.00	30.00	－	39.00	19.00	20.00	申請者は娘と同居。疾病保険の一部は戦時扶助による
35 母親・子ども（15歳未満１人）	32.00	－	－	18.00	30.00	10.00	58.00	28.00	30.00	以前には救貧局による扶助
36 母親・子ども（15歳以上１人）	32.00	107.00	－	9.00	17.10	－	133.10	20.00	113.10	－
37 母親・子ども（15歳以上３人）	?	120.00	－	27.00	21.40	4.00	172.40	－	172.40	不動産抵当貸付利息（年間約140.0マルク）
38 母親・その他１人	28.00	42.85	15.00	9.00	12.80	－	79.65	8.00	71.65	申請者は寡婦年金受給
39 両親	34.00	－	43.00	18.00	15.00	8.00	84.00	24.00	60.00	父親は年金受給
40 両親・子ども（15歳未満４人）	30.00	16.00	31.00	54.00	17.10	8.00	126.10	15.20	110.90	父親は廃疾年金受給
41 両親・子ども（15歳以上４人）	52＋62	143.00	－	36.00	－	15.00	194.00	73.50	120.50	応召者２人

註：１）「応召者所得」は，応召前の週所得を示す。
　　２）１～20は係属中の案件。

資料：H.Rumpf, *Die Unterstützung der Kriegsteilnehmer-Familien in Frankfurt am Main,* Frankfurt a. M. 1915, S. 58-107.

第18表　フランクフルトの兵士家族支援額

（単位：マルク／月）

年　月	配　偶　者	配　偶　者 子ども1人	配　偶　者 子ども2人	配　偶　者 子ども3人	配　偶　者 子ども4人	父・母
1914年8月	13.50	22.50				
14年11月	24.00	33.00				
17年11月	46.00＋55.00	64.00＋75.00	82.00＋ 95.00	100.00＋115.00	118.00＋135.00	18.00～37.00
18年11月	56.00＋65.00	79.00＋90.00	102.00＋115.00	125.00＋140.00	148.00＋165.00	23.00

註：配偶者と子どもについての数字は，＋の前が給付組合による支援額（〈兵士家族支援法〉の最低支援額＋市の割増額）を，後が「戦時扶助本部」による標準額を示す。

資料：H. Rumpf, *Die Unterstützung der Kriegsteilnehmer-Familien in Frankfurt am Main,* S. 11-12; *Kommunales Jahrbuch,* Kriegsband, 1919, S. 75,79.

法がとられたと思われる。④そのために支援を受けた家族の生計費には大きな差が生じていた。

その後，応召兵士家族に対する支援額は引き上げられた。また，「戦時扶助本部」による扶助についても標準額が設定されたものと思われる。その様子を示した第18表からわかるように，給付組合の支援額は1914年11月から18年11月までの4年間に2.3倍に引き上げられた。私的扶助の額はそれをなお上回るものであった[107]。

このように，諸地域における応召兵士家族支援のあり方をみてくると，割増給付を実施するか否かに始まって，その方法（法律の最低支援額の割増とするかあるいは独自に支援額を定めるか），水準の決め方（最低額・最高額・標準額など），支援方法（現金と現物），範囲（生活費のほかに家賃などについても補助するかどうか）など，それはきわめて多様であったことがわかる。そこには，諸都市ができるだけ制度の趣旨に合った支援を行おうとするなかでの，それぞれの模索の姿が示されている。こうした支援は兵士家族の生活にとってどのような意味をもっていたのであろうか。

(c) 受給家族数・受給者数とその構成

第1次世界大戦期の一時期あるいは全期間をとおして召集された男子人口は1300万人を超えた。そして，18～45歳の健康な兵役義務者のうち，1916年には67％が，終戦時には80％が召集されていた。これを総人口6700万人，家族数2000万強と対比してみると，平均して5人に1人あるいは2家族に1人が召集されていたことになる[108]。この数字が既に，応召兵士家族に対する支援が大規模に行われざるをえなかったことを予想させる。15年末時点での支援受給家族数は約400万，人数は1100万人であったといわれる。単純に計算すると，約1/5の家族，総人口の1/6近くの人々が支援を受けていたことにな

107) H.Rumpf, *Die Unterstützung der Kriegsteilnehmer-Familien in Frankfurt am Main,* S. 9, 11-12, 37-41, 49-50.

108) F.-W.Henning, *Handbuch der Wirtschafts- und Sozialgeschichte Deutschlands,* Bd. 3, Teil 1 Deutsche Wirtschafts- und Sozialgeschichte im Ersten Weltkrieg und in der Weimarer Republik 1914 bis 1932, Paderborn 2003, S. 187. バルメンでは，開戦後の数カ月の間に1万8000人が召集された。当時の世帯数はおよそ4万であったから，ここでも2家族に1人が動員されたことになり，「おそらくはすべての住民が戦場にいる友人ないし家族を知っていた」という。S. Zander, Barmer Arbeiterinnen und ihre Familien im Ersten Weltkrieg. Ein Spurensuche, in: *Zeitschrift des Bergischen Geschichtsvereins,* 96. Bd., 1995, S. 135.

第19表　ミュンヘンの応召兵士家族支援受給者数

（単位：人；%）

年　月	受給者数	うち，配偶者	嫡　出　子	非嫡出子	その他家族
1915年１月	61,712(100.0)	19,031(30.8)	30,418(49.2)	4,260(6.9)	8,024(13.0)
15年６月	78,337(100.0)	24,240(30.9)	37,783(48.2)	5,601(7.1)	10,713(13.6)
15年12月	98,200(100.0)	30,513(31.1)	46,835(47.7)	6,942(7.1)	13,910(14.2)
16年３月	100,154(100.0)	30,703(30.7)	46,624(46.6)	7,191(7.2)	15,637(15.6)
16年８月	107,608(100.0)	32,716(30.4)	48,608(45.2)	7,538(7.0)	18,466(17.2)
16年11月	109,048(100.0)	33,103(30.4)	50,165(46.0)	7,910(7.3)	17,870(16.4)
17年２月	107,728(100.0)	32,476(30.2)	48,588(45.1)	7,935(7.4)	18,729(17.4)
17年８月	109,304(100.0)	32,668(29.2)	49,279(45.1)	7,899(7.2)	19,458(17.8)
18年４月	107,145(100.0)	32,509(30.2)	46,659(43.5)	8,077(7.5)	19,900(18.6)

註：原表では受給者数とその内訳があわないところがある。
資料：W.Rudloff, *Die Wohlfahrtsstadt. Kommunale Ernährungs-, Fürsorge- und Wohnungspolitik am Beispiel Münchens 1910-1933,* Göttingen 1995, 1. Teilband, S. 265.

る[109]。

応召兵士支援の受給者数は戦争が長期化するなかで増大した。また，支援受給者の割合は都市，とくに大都市では高かったことが推測される。これらの点を具体的に確認しよう。第19表はミュンヘンにおける応召兵士家族支援受給者数の変動を示したものであるが，これによると，15年１月には６万人強であった受給者数はその後急速に増大し，16年３月には10万人を突破して，同年末には11万人近くに達し，その後はおおよそその水準で推移した。これはミュンヘンの残留民間人口の⅕にあたったという[110]。同じように，ハーゲンとニュルンベルクについてみたのが第20，21表である。これらによると，ハーゲンでは，14年８月に3000人強であった応召兵士家族支援の受給者数は，15年後半には約7000人へと増加し，16年にはさらに増加して8000人を超えた。また，ニュルンベルクにおける支援件数，支援受給者数は，それぞれ，14年末の約14000，５万人弱から16年には30000，８万人を超えるまでに増加したが，その後はやや減少した。それでも，1910年の同市の人口は約33万人であったから，¼から⅕が応召兵士家族支援を受けていたことになる[111]。

受給者数がほぼピーク時に近かったと思われる1917年８月時点における応召兵士家族支援受給者数とそれが人口に占める割合をいくつかの都市についてみたのが第22表である。ここにあげられた都市の間でも人口に対する受給者数の割合には大きな開きみられ，最も高いマンハイムでは人口の35%が家族支援をうけていたのに対して，最も低い部類に属するシュトラースブ

109) U. Daniel, *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft,* S.173-174. ダニエルは，17年の戦時国勢調査によって家計数1485万，人口6262万人という数字をあげ，支援受給家計は家族全体の⅓弱，受給者数は人口の⅙強であったとしている。

110) W.Rudloff, *Die Wohlfahrtsstadt. Kommunale Ernährungs-, Fürsorge- und Wohnungspolitik am Beispiel Münchens 1910-1933,* 1. Teilband, Göttingen 1995, S. 264. なお，同所では，バイエルン全体ではその割合は¼と推定されている。

111) なお，ニュルンベルクについては，「当初は多くが公的な支援を請求することを尻込みしていたが，他人の例をみて勇気をもち，あるいは困窮によってこうした尻込みを棄て，割増支援を申請せざるを得なくなったということも，考察されるべきである」という叙述があることにも留意しておきたい。C. Vogelreuther, *Die Kriegsfürsorge der Stadt Nürnberg 1914-1918,* S. 37.

第20表　ハーゲンの兵士家族支援受給者数

（単位：人）

年　月	支援受給者数
1914年8月	3,156
14年10月	3,667
15年3月	5,384
15年8月	6,824
16年3月	8,138

資料：Sasse, *Bericht über die Tätigkeit auf dem Gebiete der Fürsorge*, S. 12.

第21表　ニュルンベルクの兵士家族支援受給者数

（単位：件；人）

年　月	支援受給件数	支援受給者数
1914年8月	14,245	—
14年12月	20,183	48,762
15年12月	32,841	81,371
16年12月	33,219	88,035
17年12月	30,526	86,512
18年12月	28,333	73,748

資料：C.Vogelreuther, *Die Kriegsfürsorge der Stadt Nürnberg 1914-1918*, Würzburg 1935, S. 35, 69.

第22表　兵士家族支援の受給者数（1917年8月）

（単位：人；%）

都市名	受給者数 A	うち，配偶者	嫡出子	両親	舅姑	兄弟姉妹	非嫡出子	人口 B	受給者比率 A/B×100
カッセル	27,975	8,528	16,598	1,901	105	93	411	153,120	18.3
フランクフルト	89,843	30,361	48,714	6,283	631	1,656	2,156	414,700	21.7
マンハイム	68,258	17,022	36,646	5,916	399	6,489	1,259	193,900	35.2
レムシャイト	13,203	4,011	7,092		1,248	681			
シュトラースブルク	32,031	10,016	16,902	2,552			904	178,900	17.9
エルバーフェルト	52,000							176,118	29.5
バルメン	39,838							172,000	23.2

註：1）フランクフルトは1917年4月1日の数字。
　　2）内訳の空白は不明を示す。
　　3）人口は，1917年末の数字と推定される。

資料：*Kommunales Jahrbuch*, Kriegsband, Jena 1919, S. 94; 加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの救貧制度」，今井勝人／馬場哲編『都市化の比較史』，日本経済評論社，2004年，194ページ.

ルクやカッセルのそれは18%前後で，マンハイムの½にとどまっていた[112]。しかし，後者の場合でも人口の⅕近くに当たる人々が支援を受けていたことになる。応召兵士家族支援制度は広範な人々を対象とし，それによって，社会的に大きな意味をもったということができよう[113]。この点を確認したうえで，請求権を有しながら支援を受けていなかった家族があった

112）デュッセルドルフでは1917年1月に42167家族，104170人が兵士家族支援を受け，それは同市人口の¼にあたっていた。A.Oehler, *Düsseldorf im Weltkrieg*, S. 118. また，シャルロッテンブルクでは全家計の⅓が，ノイケルンでは半分以上が支援を受けていた。M.Guttmann, *Die Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg*, S. 17, 73; E.Wex, *Die Entwicklung der Fürsorge in Deutschland (1914 bis 1927)*, S. 15.

113）人口63万人のライプツィヒにおける在宅貧民扶助と応召兵士家族支援を比較して，ブラントマンは，次のように述べている。「戦前の貧困問題に対して，量的・質的な変化が印象深く示されている。1913年末にライプツィヒの自宅貧民扶助では3800世帯が救済を受けていたのに対して，支援を受けている兵士家族数は，1914年8月から1915年7月までに13600からほぼ50000にまで増加した。……戦前の貧民の相対的に小さな集団は「政治的には無力」であったが，戦争にかかわる大量の市民の生存の確保は，いまやすべての地方政治の集団形成にとって「政治的な必然性」となった」と。なお，同市における応召兵士家族支援受給者数は18年8月には96000人にまで増大した。P.Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 134.

という指摘にも注目しておかねばならない[114]。これは，応召兵士家族支援制度を実施した当局の姿勢や，この制度に対する一般的な受けとめ方ともかかわっているからである。

支援受給者の階層については，ライプツィヒに関して，「応召された手工業者や小規模な自営業者の家族とならんで，なかんずく労働者層も兵士家族が公的な支援に頼った。1915年７月には既に，ライプツィヒの自由労働組合員の半数以上が軍務に召集されていた」[115]という記述がある。また，マンハイムについては，10522人の支援受給女性の配偶者である応召兵士のうち，工業労働者が5834人，商業・交通従事者1922人（うち，商人519人，御者209人），家事手伝い2016人，工業の自営業者391人，という数字が残されている[116]。応召兵士の職業構成には地域によって違いがあったとしても，全体として労働者が大きな割合を占めていたことは推測できよう。

支援受給者の構成は，いくつかの都市については，さきの第22表によって知ることができる。これによると，最も多くを占めたのは子どもであり，いずれの都市においても50％台であった。それにつづいて配偶者が30％強を占め，両親は７～８％であったから，この３者でほとんどを占めたということができる。ミュンヘンについても受給者の構成をみておけば（第19表），嫡出子が最も多く，50％近くから44％を占めていた。それに続くのは配偶者であり，その割合は，30％前後で安定していた。以上で75％から80％近くに達し，これらが支援を受けた２大グループを成していたことが分かる。これは戦時期をとおしての一貫した特徴である。それと同時にここでは，微妙な変化も確認される。嫡出子の割合がやや減少するとともに，それとは逆に非嫡出子のそれは僅かながらも上昇したし，それ以上に，「その他家族」の割合が1915年年初の13％から18年４月には18％を越えるまでに増大したことが目を惹く。応召兵士家族支援の対象が拡大されていったことの影響がここにも現われている，と考えられよう[117]。

(d) 支援と兵士家族の生活

支援は，応召兵士の家族にとって現実にどのような意味をもっていたのだろうか。種々の扶助や救済の水準と比較することから始めよう。

まずは貧民救済と比較しよう。貧民救済額は

114）さしあたっては，註111）のニュルンベルクについての叙述や，シャルロッテンブルクについての以下のような指摘を参照。「上流になればなるほど，婦人たちは［支援の申請に］委員会に出かけることを躊躇う。……同じ権利をもつ多数の人たちのなかで待つのはつらいという人がかなりいる。そうした人は衣服や言葉によって目立っており，事情説明の際に多数の人たちが好奇心から聞き耳を立てることが気に障るのである」，「働いている人たちも委員会で見かけるのは稀である。というのは，彼女たちには時間がないからである」，「一般の経常的な支援に対する場合とは異なって，戦時扶助を請求することをできれば避けるという人々の数は世間で考えられるよりも大きい」，M.Guttmann, *Die Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg,* S. 18, 60. U. Daniel, *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft,* S. 171-173をも参照。

115）P.Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform,* S. 134.

116）B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 47.

117）クントルスによれば，マンハイムでは，1916年５月末までに配偶者15723人，子ども32124人，両親6106人，兄弟などの親族7420人が支援された。フランクフルトでは，1918年１月１日に支援を受けた家族39928のうち，配偶者は29668人を数えた。ベルリンでは，1915年９月４日に171376の申請のうち，144970（85％）は配偶者の申請であった。B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 52. クントルスは，「支援受給者のなかでは兵士配偶者の占める割合が高く，それは受給者全体の⅔から¾を占め，それに子どもを合わせると80％を超えることがしばしばであった」とも述べているが，これは支援受給者ではなく申請者の単位で計算した場合の数字であろうか。

都市によって大きく異なっていた。第1次世界大戦が始まった1914年8月の時点では，人口10万人を超える「大都市」における貧民救済平均月額は，7マルク前後から28マルクまでの間に分布していた。これらの都市では，物価の上昇に合わせて救済額も引き上げられた。17年10月での救済平均月額は，一方では7マルク足らずにとどまっているところもあれば，40マルクまでを超えるところもあった[118]。しかし，これらを兵士家族支援額と比較すると，両者の間には大きな差があったことがわかる。貧民救済額で高い部類に属するマンハイムにおいても，17年10月の救済平均月額は30マルク足らずであったのに対して，応召兵士の配偶者に対する支援額は市の割増分を含めて41～50マルクであり，さらに「戦時扶助本部」による標準扶助額50マルクが上乗せされることもあったから，これによって開きは一層大きくなった。また，エルバーフェルトの場合には，貧民救済平均月額は15マルク足らずであった。他方，16年5月6日版の〈戦時家族支援認可のための原則〉によれば，応召兵士家族の場合，莫大な資産があるといった特別の事情によって支援の必要がないとみなされない限り，応召者とその家族の所得が1500マルク未満であれば，「困窮」として認められ(第3条)，現金および食料切符による支援がなされた。現金支援の最高基準は，配偶者ないし世帯主である場合には月あたり43.50マルク，その他の有資格者については各人12.00マルク，家計を別にする両親の場合，世帯主であれば26.50マルク，そうでなければ14.50マルクであった。そして，応召兵士の家族の所得がゼロないし支援最高基準の40%以下であれば，支援最高基準のほかに，各人に月あたり2マルクのパン切符，家族あるいは単身者に月あたり4マルクの肉ないしきょう果切符が交付された（第4条)。兵士家族に対する支援額は貧民救済の3倍に近い水準であったことになる[119]。このように，貧民救済と応召兵士家族支援の間には水準に隔絶した差があった。その限りでは両者の違いを強調した政策的な意図は実現されていたことになる。

つづいて，他の戦時扶助制度と簡単に比較すれば，戦傷者の場合，軍隊における位階や生業能力の程度によって年金額は異なったが，下士官・兵卒の年金額は最高でも年額1300～1400マルクであり，月額100マルクを超える事例はきわめて僅かであった。腕を失うといった障害度の高い場合には月額60～80マルクの年金を受け取ったが，50マルクを大きく下回るケースも少なくなかったのである。また，軍人遺族に対する年金は，兵卒の寡婦の場合には年額400マルクであり，寡婦1人の場合や遺児数が少ない場合には年金額が1000マルクに満たないことも多かった。そのために，応召兵士家族にたいする支援額が戦傷者年金や軍人遺族年金と同等，あるいはそれを上回る場合もあった。これに対してはとくに軍人遺族の側から不満が表明されることもあり，そこに扶助制度間の調整という厄

118) 1917年のドイツ諸都市における貧民救済額については，加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの救貧制度」，今井勝人／馬場哲編著『都市化の比較史　日本とドイツ』，日本経済評論社，2004年，194ページの表7-2。

119) エルバーフェルトについては，Stadtarchiv Wuppertal RII (94). 戦時家族支援は，その他の副収入をあわせて，応召者家族の戦争勃発前の収入を超えてはならなかった（第6条)。こうした現金と食料切符による支援の他に，特別の申請に基づいて家賃，転居費用，医療費，埋葬費などの扶助がなされることもあった（第10条)。この場合に，一方における「困窮」の規定と他方における支援額のそれとの間には，問題が生じる可能性があった。

介な問題が残された[120]。

すでにみたように，バイエルンの1914年11月26日の〈決議〉には，農村では〈兵士家族支援法〉の規定する最低支援額で十分であることが記されていた。生計費が相対的に低く，農産物の入手が比較的容易であった農村地帯では，応召兵士家族支援で暮らしていくことが可能だったのである。支援を受けた女性は，一部を貯蓄金庫に入れたり，そうでなければ農民の下に手伝いに出す子どもを手許におくことができた，という。また，支援額が応召者の戦前の賃金を上回るケースもなかったわけではない。支援を受けた労働者家族が質を受け出したり，子どもに新しい服を着せたり，節約分を貯蓄したりしたという事実も指摘されている[121]。

状況をより具体的に示す事例をあげよう。デュッセルドルフでは応召兵士家族支援が支給される日の午前中には旧市街のケーキ屋は兵士の妻たちで一杯になり，そのことが人々の反感を買った。ハーゲンについては，「稀には，仕事に就く動機が，所得を軽はずみにも享楽やお洒落の欲求を満たすために使おうという願望だったであろう」，と報告されている。また，シャルロッテンブルクについてグットマンは，「しばしばみられる，兵士の妻に対する世間の冷たい態度は，きわめて限られた条件つきでのみ正しい。なるほど，映画館はいっぱいだし，パン屋は，ケーキを焼く許可をもらっている限りでは，売れ行きがいい。けれども，戦争が長期化するなかで，うさ晴らしをしたいというのは至極当然であり，時には不足している昼食のパンを甘いもので補わねばならなかった，ということも忘れてはならない。しばしばみられるのは，妻たちの食事は子どものそれよりも悪いということである。ある程度の贅沢で妻たちを悪く思ってはならない。保守的に習慣に固執している高い階層の人々にとっては，ケーキを焼かない祝祭，花束のない堅信式は考えられなかった」，と述べている[122]。

当時，応召兵士家族支援の受給者について「兵士の妻」die Kriegerfrau という言葉が用いられたが，この言葉のイメージのなかには，支援の受給者がケーキや上等のクッキーを食べたり，映画を観たりする，といった消費行動を問題視する側面も含まれていた[123]。実際，それについて次のような布告が出されたりもした。「しばしばみられたことだが，市の支援を受けている兵士の妻がいつも映画館に行っている。これは支援の目的とは相容れないから，こうした婦人には今後は市の支援は取り消される，と

120) 加来祥男「第１次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助」(1)(2)，九州大学『経済学研究』第69巻第１・２号，2003年，2-6ページ；第70巻第２・３号，2003年，228-232，246-247ページ。シュヴァイアーの編著では，「兵士家族の暮らし向きが，扶養者の死後，その軍務遂行時よりも悪いということは，いかなる事情のもとでも避けるべきであった」と指摘されている。F. Schweyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge,* S. 38. また，クントルスによれば，寡婦援護は家族支援よりもいくらか劣悪であり，それは「兵士の妻の援護では，妻よりもむしろ夫の方が重要であった」ことを示している。B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S.52.

121) M.Guttmann, *Die Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg,* S. 17; U.Daniel, *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft,* S. 182, 335. なお，B. Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 94をも参照。

122) A.Oehler, *Düsseldorf im Weltkrieg,* S. 144; Sasse, *Bericht über die Tätigkeit auf dem Gebiete der Fürsorge für Kriegerfamilien, Hinterbliebene und Kriegsbeschädigte in Hagen (Westf.),* S. 11; M. Guttmann, *Der Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg,* S. 60-61.

123) U.Daniel, *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft,* S. 176-178.

第23表　戦前の所得と兵士家族支援（月当たり）

対　象	家族状況	戦前所得		戦時期所得	
臨時雇労働者	配偶者 子ども6人	週賃金 配偶者所得	27マルク 20マルク	戦時支援 配偶者所得	81マルク 15マルク
		合　計	125マルク	合　計	96マルク
機械組立工	配偶者 子ども4人		150マルク	戦時支援 雇用主補助	63マルク 20マルク
		合　計	150マルク	合　計	83マルク
印刷工	配偶者 子ども2人		200マルク	戦時支援 雇用主補助	45マルク 25マルク
		合　計	200マルク	合　計	70マルク

資料：M.Bernays, Unsere Arbeiterfamilien in Kriegszeiten, in: *Frau,* 22. Jg., Heft 4, Januar 1915, S. 199.

いうことに注意を促す」と。そうしたイメージとも重なって，「兵士の妻」の「強欲」という苦情も出された。例えばバイエルンでは，「多くの兵士の妻，とくに帝国の法律による支援のおかげで平時よりも生活状態のいい妻がきわめて無遠慮となり，その金ゆえに，切符によって許されているよりも多くの食糧を買うことができる」と。

しかし，こうしたことをどこまで一般化できるのかについては慎重でなければならない。1つには，支援額は1家族内の人数の多寡によって大きく左右されたからである。この点は制度を運用する側でも認識されていた。既にみたように，シャルロッテンブルクでは子ども数が増えるに従って1人当たりの支援額を少なくすることになっていたし，ライプツィヒでは子ども数にかかわらず支援額の上限が設定される，といった対応策がとられていた。マンハイムの「戦時扶助本部」でも同様の措置がとられた。それでも，とくに子どもの数が多い家族にとって応召兵士家族支援が有利に働き，逆に，人数の少ない家族の場合には支援が家計を維持していくのに十分でない，といったケースは少なくなかったようである。第23表は，こうした問題を考えるための一例として参考になる。すなわち，6人の子どもを抱える臨時労働者の家族は，月当たり81マルクの支援額と15マルクの配偶者の所得によって合計月所得96マルクとなり，これが戦前所得の80％近くをカバーしているのに対して，子ども2人の印刷工の家族は戦時支援45マルクと応召者の雇用主による補助25マルクの所得があるにすぎず，この合計額は戦前所得の35％を占めるにすぎなかった。これでは，戦前の水準に見合った生活どころか生存そのものを維持していくとも簡単ではなかったであろう。そして，現実には，子沢山の家族はそれほど多くはなかったのである[124]。この例はまた，応召兵士家族支援が社会諸階層にとって異なった意味をもったということをも示唆している。一般には労働者下層の家族ほど子どもの数が多かったからである。応召兵士家族支援は，実際には，上層にとっては相対的に薄く，下層にとっては相対的に厚く作用することとなったのである[125]。

124）クントルスによれば，1914年8月にベルリンでは，6～9人の子どもがいて，父親の消費分を差し引いて家族支援によって十分に暮らしていけると考えられる家族は全体の1.4％にすぎなかった。B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S.455.

第24表　ベルリンの兵士家族（配偶者と子ども２人）の生計費

（単位：マルク／週）

支出項目	1914年12月	1915年４月
家賃	5.00	5.00
石炭	1.05	1.05
灯油	0.60	0.30
石鹸	0.25	0.40
小計	6.90	6.75
コーヒー（大麦入り）	0.55	0.61
ラード	0.90	1.40
パン	0.90	2.48
小型パン	0.70	—
ミルク	0.70	0.91
塩	0.05	0.06
穀粉・野菜	0.10	0.12
小計	3.90	5.58
食費（日曜日）	0.77	1.18
食費（月曜日）	0.35	0.61
食費（火曜日）	0.45	0.76
食費（水曜日）	0.50	0.76
食費（木曜日）	0.59	1.00
食費（金曜日）	0.50	0.88
食費（土曜日）	0.54	0.87
小計	3.70	6.06
総計	14.50	18.89

註：１）家賃は１ヶ月20マルクの¼として計算。
２）灯油は1914年12月には2.5リットル，15年４月には1.0リットルとして計算。

資料：G.Bäumer, *Die deutsche Frau in der sozialen Kriegsfürsorge,* Gotha 1916, S. 14.

また，かりに支援によって応召兵士家族が生計を維持することができたとしても，それは，とくに都市部では，せいぜい戦争の最初の時期に過ぎなかったと思われる。当初は寛大になされていた支援が1915年に入ると制限的になっていった，という指摘もある[126]。また，フランクフルトでは15年８月以前の時点で，「必要が満たされたかどうかという問題は，個々のケースについてのみ解決されることができる。食料品の騰貴が困窮の範囲を全般的に広げたということは到底否定できない」状況にあった[127]。ベルリンの応召兵士家族の生計費を例示した第24表によると，３人家族の週当たり生計費は14年12月で約15マルク，15年４月には19マルク近くであったから，月当たりで換算するとそれぞれ約64，80マルク強となる。それに対して支援

125）たとえば，シャルロッテンブルクについては，M. Guttmann, *Die Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg,* S. 20。1916年のベルリンにおける事情は，B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 94に紹介されている。

126）E.Wex, *Die Entwicklung der Fürsorge in Deutschland (1914 bis 1927),* S. 15; R.Landwehr, Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik, S. 84.

127）H.Rumpf, *Die Unterstützung der Kriegsteilnehmer-Familien in Frankfurt am Main,* S. 41.

月額は14年末時点では58マルク，15年には70マルクであったから（さきの第12表，および註106），両者を対比すると，支援だけで生計を維持することは困難だったということになる。実のところ，応召兵士家族支援が不十分であるという苦情は，戦争期間中途切れることがなかった[128]。とくに16年以降は，支援額の引き上げも物価の上昇にはついていくことができなかった。消費物資の欠乏や，それに対処する国家の統制がとられた状況下では，そもそも現金による支援の機能自体が限定されたものとなっていた[129]。

応召兵士家族支援制度は，その実施過程で，この他にも問題を抱えていた。すでに指摘した断片的な事実からも窺われるように，制度を実施する主体や支援を受ける人々をめぐって，対立や諍いが生じることもあった。また，支援によって生計が維持できないとすれば，それを何らかの収入によって補わねばならなかった。ところが，応召兵士家族支援の前提は「困窮」であったから，支援を行う場合にそうした収入をどのように扱い，支援額をどのように設定すべきか，簡単ではなかった。同時に他方では，支援額が膨らんでいくなかで，それにどう対処し，資金をどのように調達するのかということも大きな問題であった。さらに，戦争の後半期には，戦時経済の再編のなかで女性労働力が必要となったが，それと応召兵士家族支援制度のかかわりも問題であった。これらについては，項を改めてみることとしよう。

〔福岡工業大学社会環境学部　教授〕
〔九州大学名誉教授〕

128) B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S. 57, 63, 448, bes. 92.
129) U.Daniel, *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft,* S.182-183; B.Kundrus, *Kriegerfrauen,* S.94-95; dies., Der Krieg der Frauen 1914-1918: Zur Innenansicht des Ersten Weltkriegs in Deutschland, in: G. Hirschfeld / G. Krureich / J. Renz (Hrsg.), *Keiner fühlt sich hier mehr als Mensch. Erlebnis und Wirkung des Ersten Weltkriegs,* Essen 1993, S. 143; F.-W. Henning, *Handbuch der Wirtschafts- und Sozialgeschichte Deutschlands,* Bd. 3, Teil 1, S. 193.